

大阪府がん診療拠点病院見直しについて

令和4年10月26日

令和4年度大阪府がん対策推進委員会
第3回がん診療連携検討部会

【議題】

大阪府がん診療拠点病院の見直しについて

(1) 府拠点病院の指定について

(2) 国の動き

(3) 府拠点病院の指定要件の見直しについて

(1) 府拠点病院の指定について

経緯：平成21年4月1日から指定開始。

専門的ながん診療機能の充実を図るため、大阪府がん診療拠点病院を指定することにより、大阪府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療が選択できることを目的に設置。（大阪府がん診療拠点病院等設置要綱第1条）

指定要件：大阪府がん診療拠点病院指定要件（平成21年1月27日策定）

・知事は、大阪府がん診療拠点病院等設置要綱第3条第1項第1号の規定により大阪府がん診療拠点病院指定要件を定める。

・府拠点病院の診療機能として、第2の1（1）ア（ア）に我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）及びその他各医療機関が専門とするがんについて、集学的治療及び緩和ケアを提供する体制を有し、適切な治療を提供することを要件としている。

・診療実績

以下の項目をそれぞれ満たすこと。

(ア) 院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分） 年間200件以上

(イ) 悪性腫瘍の手術件数 年間200件以上

(ウ) がんに係る薬物療法のべ患者数 年間400人以上

(エ) 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間35人以上

現状：5大がん➡45病院 肺がん➡3病院 小児がん➡2病院
※国拠点 (18病院) (1病院)

(2) 国の動き

・本年8月に発出された「地域がん診療連携拠点病院の指定要件」では、これまでの5大がんに加え、3つのがん種（前立腺がん、胆・膵のがん）を加え、これらについて、診療機能の高い病院を指定する方針が示された。

・一方で、同要件において、この8つのがん種の中でも、「症例の集約化により治療成績の向上が期待されるもの等、集学的治療等を提供しない場合は、適切な医療に確実につなげる体制を構築すること」との方針も新たに示されている。

〈指定要件における診療実績の考え方〉 R 4.10.19 厚生労働省健康局がん・疾病対策課回答

8大がんそれぞれのがん種において自施設での集学的治療の実績が必要。

ただし、

- ①新たに追加した前立腺がん、胆・膵のがんは連携体制の構築による対応で可。
- ②5大がんの中でも、難しい症例・特殊な治療は連携体制の構築による対応で可。

（5大がんの中でベーシックな症例には自院で対応）

(3) 府拠点病院の指定要件の見直しについて

※府拠点病院の指定要件の見直しは、次ページのスケジュールにより、令和5年2月に議論することとし、本日先行して5大がんについて伺う。

【検討課題1】5大がんのうち、一部のがん種において治療実績がない場合の取扱いについて

5大がんのうち、医師が確保できない等の理由により、一部のがん種について集学的治療等を十分に提供することができない病院の取扱いについてどうするか。

■ 論点

5大がんのうち、自院では治療ができないがん種があり診療実績がない場合でも、他の病院と連携の構築による対応を可とするか、否か。

【検討課題2】拠点病院以外で突出して実績がある病院の取扱いについて

特定のがん種（乳がん）を専門的に診療し、現拠点病院と比較しても突出した実績がある病院について府としての取り扱いをどうするか。

■ 論点

「特化型拠点病院」(仮称)を設けるべきか。その場合の要件をどうするか。

(3) 府拠点病院の指定要件の見直しについて

【スケジュール】

日程	国拠点病院の動き	府拠点 (国改正に伴う見直し)	府拠点 (課題解決のための見直し)
R4	8月	整備指針の発出	【部会開催】 未充足病院への対応
	9月	【部会開催】 指定整備方針の改正について	(見直し検討のため、新規募集は見送り)
	10月	【部会開催】指定更新の推薦	
	11月		【部会開催】課題に対する意見聴取
	12月		【部会開催】課題に対する意見聴取
R5	2月	【部会開催】 指定要件の見直しに関する方向性を検討	【部会開催】 方向性の提示
	3月	【部会開催】 大阪府がん対策推進委員会開催	【部会開催】 大阪府がん対策推進委員会開催
	4月	新要件で指定	
	7月		
	9月		【部会開催】 府独自要件の改正について
	11月		【部会開催】 府指定がん拠点病院の指定について
R6	3月	【部会開催】 大阪府がん対策推進委員会開催	【部会開催】 大阪府がん対策推進委員会開催
	4月	新要件で指定	新要件で指定